



Title	衛生害虫防除技術者の資格問題について
Author(s)	辻野, 直三郎
Citation	makoto. 1979, 26, p. 2-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86128
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

衛生害虫防除技術者の

資格問題について

財団法人大阪防疫協会

理事長

辻野直三郎

はじめに

ねずみ衛生害虫の防除事業は当協会の設立目的である公衆衛生の一環である伝染病予防上ねずみ衛生害虫防除事業に従事する者の資格、規制の問題はいつまでも放置されるべきものでないと考えられるのでここに敢て拙文を草する次第である。

- (一) 伝染病予防法と地方自治体との関係及び関連の法令
- (二) 社会環境の変化と認識
- (三) 社団法人日本ベストコントロール (PCO) 協会の組織と運営

以上の三点を基調として論ずることが妥当であると考えられる。

一 伝染病予防法と地方自治体との関係及び関連の法令

ご承知のように日本での各種の伝染病発生の歴史はまことに古いものであるが、これが対応のための近代的行政機関の整備は朝野で叫ばれてき

たところである。その主管中央官庁「内務省」が設置され

「伝染病予防法」が明治三〇、

四、一法律第三六号で公布されると共にその基礎が確立され

地方公共団体である知事、

市町村のはたすべき任務が定められた。この「内務省」から厚生省官制（昭和一一、一

一勅令第七号）により「厚生省」として独立し、さらに

厚生省設置法（昭和二四、五、三一法律第二五一号）で現在の

「厚生省」に衣替えて今日に至っている。この間関連

法令の数次の改正が行なわれたことは当然のことである。

(一) そ族、昆虫等の駆除

そ族、昆虫等の駆除が「知事の行う予防措置」（第十九条）として、「市町村

の行う予防措置」（第十六条ノ二）に明確に「そ族、

昆虫等の駆除」についてその任務が規定された。（別

表第一号（イ））

又地方自治法（昭和二二、四、一七法律第六七号）に

よって都道府県条例として東京都、神奈川県、京都府

ではそれぞれ「殺虫消毒薬取締条例」其の他の名称で

ねずみ、昆虫の駆除事業者に対して規制が行なわれている。（以上別表第一号

（イ）参照）

これら伝染病予防法、条例などによって一般市町村

住民はねずみ、昆虫駆除による被害は自らの協力によ

って一応伝染病の予防が行なわれることとなった。し

かしながら是で必ずしも完全とは言えない。それは人

間の生活を取りまく社会環境は極めて複雑にして多岐

である。それは前述の外に多くのねずみ、昆虫駆除を

規定した法令が存在することによって証明されるとこ

ろである。

(二) ねずみ、衛生害虫防除の

関係法令について

イ、人の日常生活において重大な関係のある建築物については

「建築物における衛生的環境確保に関する法律」（昭和四五、四、一四）が

（法律第二〇号）が生命及び健康を維持するために熱、カロリー源

となる食品については「食品衛生法」（昭和二二、三、一四）

（法律第二三三三号）とこれに関連する法令がある。

ハ、又食肉を完全に処理する為には

「へい獣処理場等に関する法律」（昭和二三、七、二）が

（法律第二四〇号）が存在する。

ニ、又国内に常在しない伝染病の病原体が船舶又は

航空機を介して国内に侵入することを防止するためには伝染病予防に必要

な措置を講ずるものとして

「検疫法」（昭和二六、六、六）が

（法律第二〇一〇号）が「ねずみ駆除」について

規定されている。

ホ、その他「衛生行政六法」

についても、いづれも、

ねずみ等駆除が行なわなければならないこととなっている。（別表第一号

（ロ）参照）その他いくつかの法令にも同様ねずみ、衛生害虫駆除規定の

あることはご承知のことと思うのでここには省略する。

右のように伝染病予防の基本法ともなるべき伝染病予防

法の外に特に関連性の深いものを例示したがこのようにね

ずみ、昆虫駆除が行なわなければならない法令が如何に多く

制定されているかの一端を例示したにすぎない。

二 社会環境の変化と認識

「蚊とはえのいない生活」実践運動について

「蚊とはえのいない生活」の

実践運動は、昭和三十年六月二十一日「閣議了解」によ

って実施に移されたものであって左記の通りである。

「蚊とはえのいない生活」の実践運動に関する件

一 趣旨

蚊とはえのいない生活を実現しようとする国民の自主的な実践活動を基盤とし、

国及び地方公共団体がこれに積極的な協力をする事により、蚊とはえの駆除を徹底して明朗で快適な生活環境をつくり上げ、あまねく国民の健康生活の確立に資するものとする。

二 実施方針

(一) この運動は、昭和三十一年度から開始し、昭和三十三年度内までには、全国にあまねく普及することを目標として展開するものとする。

(二) この運動は、蚊とはえのいない生活を実現することによって、国民生活を向上させようとする国民の自発的かつ持続的な運動として展開することとする。

(三) この運動は、都市農村を通じて、全国的な規模で実施するが、それぞれの特殊性に基いて、その効率的な推進を図るものとする。

三 実施要領

(一) この運動の着実な浸透を図るため、まず現在蚊とはえの駆除に成功している地域については、更にその区域を拡大するこ

ととし、未だ成功した地区のない市町村については、先づ他の模範となるような地区の実現を図り、これら成功地区を年々倍加することにより、定められた期間内にこの運動を全国に普及させるものとする。

(二) 主として町村部においては、これまでの実績に鑑みて、地区住民の自主的な組織活動を基盤とし、教育機関その他の関係機関及び婦人会、青年団、農業団体等の民間団体の協力を得て、身近な発生源を取り除くなど清掃を徹底し、便所、下水溝、肥料溜、畜舎、堆肥舎を適切に管理するなど環境的な対策に重点をおいて駆除の徹底を図るものとする。

(三) 都市、特に大都市においては、関係当局の協力による有機的で積極的な活動とこれに対応する市民の実践とにもとずき、おおむね次により効率的な駆除を推進するものとする。

以下省略

前記「蚊とはえのいない生

活」の実践運動に関する件が閣議了解なされたことにより、同年六月二十四日厚生省発第第二三〇号を以て各都道府県知事宛次の厚生事務次官通知が発せられた。

「蚊とはえのいない生活」実践運動に関する件（依命通達）

今般、「蚊とはえのいない生活」の実践運動を全国的に展開することについて、別紙のとおり閣議の了解を得たが、この運動は、従来の実績に鑑み、国民の自主的な実践活動を基盤とし、国及び地方公共団体がこれに積極的な協力をする事により、蚊とはえの駆除を徹底して明朗で快適な生活環境を造成し、あまねく国民の健康生活の確立に資することを目的とするものである。その成果は、単に公衆衛生の向上にとどまらず、ひいては今後のわが国の国民生活に画期的な意義をもたらすものと考えられるので、閣議了解の趣旨の普及徹底に努めることは勿論、特に左記事項に留意して、その所期する目的の達成に努められたい、命によって通知する。

記

第一 本実践運動の趣旨

「蚊とはえのいない生活」は、健康明朗な生活の最低要件の一つであるので、身近な実践を通じてこれを確立することにより、従来の觀念を一掃して、「蚊やはえのいないのが当然である」ことを常識化しようとするものであること。

「蚊とはえのいない生活」は、とすれば半ば不可能であるかの如く考えられ勝ちであるが、数年来すでに多数のモデル地区において、地域社会の組織的な実践活動により、比較的容易に実現し得て生活に直結した予想外の成果を収めることが実証されているので、今後三箇年を目途として、「蚊とはえのいない生活」を広く全国に普及しようとするものであること。

三 本実践運動は、三箇年を目標としてその全国的普及を期するものであるが、これは、その本質上、決して三箇年を以て終るものではなく、生々発展させて、「蚊とはえのい

ない生活」を全国的規模において恒久的に確立しようとするものであること。

四 本運動は、「蚊とはえのいない生活」を確立しようとする国民の自主的な実践活動を通じて、合理的なものの考え方と地域社会における連帯意識を培養し、おのづから総合的な生活の改善合理化へ発展することを期待するものであること。

第二 実施上特に留意すべき事項

一 関係事業との有機的連携による総合効果の確立について清掃事業、下水道事業等は、蚊とはえの駆除と表裏一体の関係にあるので、今後特にこれらの事業については、環境的駆除との関連を十分に考慮して、その認識のもとに積極的に推進し、総合効果を確保すること。

なお、右に関連し、失業対策事業の一環である環境衛生整備事業、排水事業等についても、環境的駆除の推進との積極的関連を考慮して事業の運

営を図るよう指導すること。

以下省略する。

上記のような閣議了解と厚生省事務次官依命通知がなされた背景には占領政策による民間衛生諸団体などの解散、引揚帰還元将兵及抑留邦人によって齎(もたら)された発疹チフス、マラリヤ、その後増加の一途を辿(たど)った赤痢、腸チフス、日本脳炎等の防除対策の必要性はもとより「明朗、快適な生活環境を造成して地域ぐるみで衛生思想とその向上を期し更にこれを生々発展してわが国民生活に画期的意義をもたらす」願望のあったことが推察される。

この実践運動をチェック、ポイントとし官・民一体の協力体勢はととの保健所、市町村等の指導よろしきを得て強

力に実践されて、さしも困難とされた「蚊とはえのいない生活」とその実践運動は逐次成果をあげるに至ったことは国民生活に画期的な意義をもたらし誠に喜ぶべき昭和の全国的運動の一つであった。

特に大阪府下においては既に「健康で明るく住みよい地域社会の実現」を目標に昭和二十九年に府下の主婦が手をつなぎ「大阪府衛生婦人奉仕会」が結成され地域の衛生上の問題を主婦の組織力で解決しようとする第一に「ねずみ、蚊、はえ、ゴキブリ等衛生害虫駆除、清掃奉仕活動」に立上り府下におけるその活動と成果は実にめざましいものがあった。

特筆大書すべきは日本環境衛生協会主催の第三回環境衛生大会が昭和三四、一〇、五

宝塚市で開催され「蚊とはえ

のいない生活」実践運動を中心とした地区衛生組織育成の功労者として

茨木市大字茨木 田村歌子氏 堺市浜寺昭和町 熊本一衛氏 北河内郡四条畷町 木邨斐子氏

が感謝状を贈呈された。さらに第七回環境衛生改善模範地区の表彰が昭和三四、一一、一六東京毎日新聞本社において全国二地区の内に特別賞として

高槻市 高槻市 高槻市 高槻市 高槻市 高槻市 高槻市 高槻市 高槻市 高槻市

が厚生大臣並びに毎日新聞社長から、それぞれ表彰された



ことはいまなお記憶にあらたなるところであり国民実践運動の成果の輝かしい記録でもある。

この実践運動に対して当大阪防疫協会においても協力して「蚊と、はえと、ねずみをなくして住みよい街づくり」の標語を掲載した手拭を数万枚各種団体などに無料頒布してその目的遂行のため一端を担った。

引続いて我が国ではじめての「日本万国博覧会」に際してはその前年より「衛生害虫の発生防止と駆除に努めましょう。住みよい環境造りを第一に」の標語で手拭の無料頒布を行い世紀の壮挙日本万国博覧会の成功を祈った。

(別掲写真参照)

「蚊とはえのいない生活」実践運動以来関係行政機能の総合的、有機的連携のもと地

域社会における組織的積極的に活動が展開されたことは事実であるがその後高度経済成長時代をへて石油ショック以来各方面に及ぼした経済的不況は深刻となりその活動も次第に鎮静化の方向を辿り往年の比ではない環境にありその他各般の諸情勢を踏まえてか厚生省衛生局長名を以て各都道府県知事宛に「ねずみ衛生害虫防除営業者の指導について」と題し昭和四五、一二、一二環公整第五八号で通知を出されている。その一部を紹介すると、

近年、都市化の急速な進展に伴う建築構造の複雑、巨大化あるいは、ねずみ、衛生害虫の生態の変化など諸種の要因により特に都市部におけるねずみ、衛生害虫の防除対策は従来の市町村衛生班並びに住民の地区組織活動のみでは

その実効を期待することが困難となってきた。このような

社会情勢の推移にかんがみ、

今後、市町村衛生班と住民の

地区組織活動とあいまって、

ねずみ、衛生害虫防除を専門

とする業者を適正に活用し、

防除体制の合理化をはかるこ

とが必要であると考えられる

ので下記事項に留意のうえこ

の事業の円満な推進に格段の

配意をお願いする。以下省略

このようにして防除業者の

指導と利用についてこの事

業の円満な推進に格段の配慮

を促している。

三 ねずみ衛生害虫防除事業者の団体組織について

ねずみ衛生害虫防除事業者

の団体組織の動きなどについて

は本紙第二二号二頁にその

概略を記述したところである

が社団法人日本ベストコン

トロール（PCO）協会の設立

経過は左記の通りである。

1 任意団体「日本害虫防除（PCO）連合会」設立総会

昭和四三、一一、一五 於

代々木、全理連ビルで開催

八五名出席

2 社団法人日本ベストコン

トロール（PCO）協会設

立許可申請書の進達願を東京都知事に提出 昭和四六、六、一五

社団法人日本ベストコン

トロール（PCO）協会の

設立許可（民法第三四条）

された。

昭和四七、三、一五

厚生省環第一六五号

厚生大臣 齊藤 昇

4 PCO協会（団体）組織

後の運営作業

イ 衛生害虫防除技術者登

録規定

ロ 同業者登録規定

ハ 同資格認定委員会設置

昭和四五、八、一

ニ ベストコントロール必

携発行

昭和四五、一一、一

ホ ねずみ衛生害虫防除業

務標準仕様書（第一回）

昭和四九、五 作成

同上標準仕様書（第二回）

昭和五二、四 作成

ヘ 毎年防除技術者資格認

定のため研修会開催と認

定試験実施

ト その他高度の技術研究

会を毎年開催

チ 毒物劇物取扱者講習会

及び危険物取扱主任者

（乙種第四類）の受験の

ために受講など引続き実

施中である。

右は主な運営作業の一端

を記述したものにすぎない。

以上のように組織後厚生省

国立予防衛生研究所、日本環

境衛生センターなど官庁、研

究機関団体等より技術者とし

ての教育、経営者としての商

業理念の確立など各般の問題

を通じて又自ら行う研修会が

公益法人としての使命遂行の

ために努力が現になされてい

る。

四 ねずみ衛生害虫防除技術者及び同事業経営者に対する資格問題（法制化）について

この問題を提起するにあ

つてこれが参考となるべき事

項、経過の概要について概

述したところであるが既述のよ

うにねずみ衛生害虫の駆除に

ついて多くの諸法令が制定さ

れ且つこれが実施の義務が課

せられている。このことは今

さら贅言（ぜいげん）を述べ

るまでもなく、人の生命維持

のために明朗にして快活、病

魔に侵されない文化的な生活

のために伝染病の媒介をなす

鼠族衛生害虫はもとより不快

害虫の防除を行なわなければ

ならない。これは人間生活の必

然的第一步と称すべきである。

外観的には極めて近代建築物

の美を誇るビルディングの

中には衛生害虫の巣窟となり

繁殖の場所ともなっているこ

とを目撃する。ねずみじかり

ゴキブリ、チカイエカとがず

かずの害虫、不快昆虫の棲

家となり、又地下街において

も同様の事実をみるなど人の

生命と健康を脅やかしている

現状は最早放置されるべき問

題ではない。しかしこれら防

除技術者、経営者に対し既に

相当の専門的技術、経験をつ

み且つ実績を有する技術者に

対し厚生省指導下において昭

和四五年來ねずみ衛生害虫防

除技術者の登録を自主規定と

はいえ実施して今日に至って

いる現状は当局においても評

価されて然るべきことであり

この際慎重に考慮さるべき事

案として熱望致したい。

このたび厚生省当局は「ね

ずみ衛生害虫駆除薬に係る事

故」調査の報告を求められて

いるが幸にしてこれが資格法

制化のための検討とその布石

に資せられんとするの調査で

あるならばまことに時宜に適

府政だより

大阪府衛生部では次の主

な行事が行われる予定です。

○狂犬病予防月間

期間 四月中

○全国水道週間

期間 六月一日～七日

○歯の衛生週間

期間 六月中

○農業危害防止運動

期間 六月中

○性病予防月間

期間 六月中

ことをここに懇願致したい。

むすび

身分権と営業権については私

は既に昭和四七年九月ベストコ

ントロール九号で「身分権と営

業権」と題した数回に涉って

概説したところであって憲法第

二五条の「国民は健康で文化的

な最低限度の生活を営む権利を

有する。」とあり之に事業を通

じて社会に奉仕する者のために

速かに之が身分権、営業権付

与に向つて理解と前進もつてこ

こに英断を下されんことを重ね

て切望して拙文を終る。

暴言多謝、乞うご叱正を。

（二月十一日稿）

別表第一号（イ）

伝染病予防法その他（主として）ねずみ、衛生害虫防除関係法規について

伝染病予防法

明治三〇、四、一
法律第三六号

厚生省設置法

昭和二四、五、三
法律第一五一号

厚生省官制

昭和二三、一、一一
勅令第七号

（厚生省設置法により廃止）

知事の行う
予防措置

イ、第十九条
第九号

駆除と施設
ロ、第十六条の二

第二項

市町村に対し
計画の樹立、
実地指導等必
要な措置

市町村が行う予防措置
法第十六条

（一）市町村内の清潔方法、及消毒方法の施行
予防上必要なる医師その他の人員の雇入及器
具、薬品等物件設備

（二）鼠族、昆虫の駆除
イ、法第十六条ノ二

ロ、政令第六号（予防法施行令）

ア、住民に対し駆除用薬品配付とその指導
b、衛生班設置とその標準及公園などの駆除
実施

予防法施行規則

大正一一、九、三〇
内務省令第二四号

第四章第十七条 清潔方法
第六章第二十七条の二 同条
の五、ねずみ族、こん虫等
駆除

都道府県条例

一、殺虫消毒薬取締条例
昭和二八、一〇、二〇
東京都条例第一一〇号

二、消毒業者取締条例
昭和二三
神奈川県条例第七九号

三、消毒営業取締条例
昭和二三、一、六
京都府条例第三号

地方自治法

昭和二三、四、一七
法律第六七号

第二条第三項
第一号、第七号
第十四条

消毒営業者規制

別表第一号（ロ）

◎建築物における衛生的環境確保に関する法律
（昭和四五、四、一四 法律第二〇号）

第四条第二項
清掃ねずみ、こん虫等の防除の措置

◎建築物における衛生的環境確保に関する法律施行
令
（昭和四五、一〇、一二 政令第三〇四号）

第二条第三号
清掃及びねずみ、こん虫の防除

ロ ねずみ、こん虫等については、適切な方法
により発生及び侵入の防止並びに駆除を行な
うこと。

◎建築物における衛生的環境確保に関する法律施行
令の一部を改正する政令
（昭和四八、五、一五 政令第一三六号）

第一条中「八、〇〇〇平方メートル以上の建築物
を五、〇〇〇平方メートル以上の建築物（もつ
ぱらこれらの用途以外の用途に供される部分の
述べ面積がこれらの用途に供される部分の延べ
面積の一〇パーセントをこえるを除く。）

○同施行令の一部改正
（昭和五〇、六、一七 政令第二二六号）

第一条中「三、〇〇〇平方メートル」となる。
○事務所衛生基準規則
（昭和四六、六、二五 労働省令第一六号）

第十四条 ねずみ、こん虫等の防除

◎食品衛生法
（昭和二三、一一、一四 法律第二二三号）

（有害毒物混入防止基準の設定）
第十九条の十八

2 都道府県知事は、営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、こん虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を定めることができる。

3 営業者は、前二項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

○大阪府公告第六〇号

昭和四九、五、一五

大阪府知事職務代理人

大阪府副知事 鎌田 庄蔵

食品衛生法（昭和二年法律第二三三号）第一九条の一八第二項の規定により、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し、必要な基準を次のように定め、昭和四九年十一月一日から実施する。

第一 施設の管理については、次に定めるところによる。

(8) ねずみ、こん虫等の駆除作業を随時行い、その記録を一年間保存すること。

◎検疫法

（昭和二六、六、六 法律第二〇一号）

第十四条第一項第六号

検疫官その他適当と認める者をして、ねずみ族又は虫類の駆除を行わせること。

第二十五条

検疫所長は、検疫を行うに当り、当該船舶においてねずみ族の駆除が十分に行われていないと認めたときは、当該船舶の長に対し、ねずみ族を駆除すべき旨を命ずることができる。

以下省略

第二十七条第一項、第二項

内容省略

◎へい獣処理場等に関する法律

（昭和二三、七、一二 法律第一四〇号）

第五条第二項 内容省略

○へい獣処理場等に関する法律施行令

（昭和三一、九、六 政令第二八五号）

第一条第二項第二号ホ 内容省略

○へい獣処理場等に関する法律施行細則

（昭和二四、四、八 大阪府規則第二五号の二）

第五条第一項第三号、第二項第五号 内容省略

衛生行政六法

○理容師法

（昭和二二、一一、二四 法律第二三四号）

○大阪府理容師法施行細則

（昭和二三、四、一一 大阪府規則第一九号）

第二十三条第六号 内容省略

○美容師法

（昭和三一、六、三 法律第一六三号）

○大阪府美容師法施行細則

（昭和二三、四、一一 大阪府規則第二〇号）

第二十三条第六号 内容省略

○旅館業法

（昭和二三、七、一二 法律第一三八号）

第四条第二項 内容省略

○大阪府旅館業法施行条例

（昭和二四、三、三一 大阪府条例第二二号）

第三条第六号、第九号 内容省略

○公衆浴場法

（昭和二三、七、一二 法律第一三九号）

○大阪府公衆浴場法施行条例

（昭和二五、一一、二二 大阪府条例第八五号）

第七条第二号、第六号 内容省略

○興行場法

（昭和二三、七、一二 法律第一三七号）

○大阪府興行場法施行条例

（昭和二四、一、三一 大阪府条例第三号）

第六条第三号 内容省略

○クリーニング業法

（昭和二五、五、二七 法律第二〇七号）

○大阪府クリーニング業法施行細則

（昭和三四、一〇、一六 大阪府規則第五三号）

第一条第七号 内容省略

その他参考法律

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律、薬事法、毒物及び劇物取締法などあるも省略する。

